

平成 25 年 4 月 1 日制定  
平成 26 年 4 月 1 日改定  
平成 27 年 10 月 1 日改定  
平成 31 年 4 月 1 日改定  
令和 3 年 4 月 1 日改定

## 株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が定めた耐震評定業務規程(以下「業務規程」という。)第 15 条に基づき、センターが実施する耐震評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評定手数料)

第 2 条 センターは、業務規程第 7 条第 2 項に基づいて評定の依頼を引き受けたときは、評定手数料として、1 棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき、依頼に係る建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)の延べ面積に応じて、下の表 I、II に掲げる額の評定手数料の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼書に記載された評定内容に誤りがあり、手数料に変更が生じた場合、該当金額の請求または、払戻をする。

### I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡)	評定の 種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		RC 造, 壁式 RC 造で 2 次診断		RC 造, 壁式 RC 造で 3 次診断, S 造, CB 造, SRC 造, 体育館, 混構造 (注 2, 注 3)	木造在来構法 (精密診断法 2 によるもの) (注 4)	構造図の復元 (追加金額, 木造は追加金額不要) (注 5)
		(低強度 CON 以外) (注 1)	(低強度 CON) (注 1)			
		金額	金額	金額	金額	金額
A < 500	診断	165,000	165,000	231,000	264,000	49,500
	改修	165,000	231,000	231,000	264,000	16,500
	総合	264,000	319,000	374,000	418,000	52,800
500 ≤ A < 1,000	診断	198,000	198,000	275,000	319,000	59,400
	改修	198,000	275,000	275,000	319,000	19,800
	総合	319,000	374,000	440,000	506,000	63,800
1,000 ≤ A < 1,500	診断	231,000	231,000	319,000	374,000	69,300
	改修	231,000	319,000	319,000	374,000	23,100
	総合	374,000	440,000	506,000	594,000	73,700
1,500 ≤ A < 2,000	診断	253,000	253,000	352,000	407,000	75,900
	改修	253,000	352,000	352,000	407,000	25,300
	総合	407,000	484,000	561,000	649,000	81,400
2,000 ≤ A < 2,500	診断	275,000	275,000	385,000	440,000	82,500
	改修	275,000	385,000	385,000	440,000	27,500
	総合	440,000	528,000	616,000	704,000	88,000

2,500 ≤A<	診断	297,000	297,000	418,000	473,000	89,100
	改修	297,000	418,000	418,000	473,000	29,700
3,000	総合	473,000	572,000	671,000	759,000	94,600
3,000 ≤A<	診断	330,000	330,000	462,000	528,000	99,000
	改修	330,000	462,000	462,000	528,000	33,000
5,000	総合	528,000	638,000	737,000	847,000	105,600
5,000 ≤A<	診断	396,000	396,000	550,000	638,000	118,800
	改修	396,000	550,000	550,000	638,000	39,600
10,000	総合	638,000	759,000	880,000	1,023,000	126,500
10,000 ≤A<	診断	440,000	440,000	616,000	704,000	132,000
	改修	440,000	616,000	616,000	704,000	44,000
20,000	総合	704,000	847,000	990,000	1,122,000	140,800
20,000 ≤A<	診断	583,000	583,000	814,000	935,000	174,900
	改修	583,000	814,000	814,000	935,000	58,300
50,000	総合	935,000	1,122,000	1,298,000	1,496,000	187,000

(注1) 「低強度 CON」とは、推定強度 13.5N/mm<sup>2</sup> 未満の階が、含まれているものをいう。

(注2) 「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度 CON」が含まれているものも、手数料は同額とする。

(注3) 「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。

(注4) 「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。

(注5) 「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのではなく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税込 単位:円)

## II 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、11,000円(税込)とする。

### (納入の方法)

第4条 依頼者は、前2条に係る手数料を指定期日までにセンターの指定する金融機関へ振り込みにより納入することとし、これに要する費用は、依頼者の負担とする。ただし、依頼者の要望によりセンターが認める場合は、別の納入方法によることができる。